



熊本県公報

第 1 2 4 3 5 号

平成 27 年 7 月 14 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 平成 27 年度県有林素材生産事業第 1 号業務委託による収納事務…………… (森林整備課) 1
- 熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項…………… (水俣病保健課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (") 3

公 告

- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 4
- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 4

登 載 依 頼

- 第 27 回熊本県地域福祉推進委員会の開催…………… (地域福祉推進委員会) 4
- 平成 27 年度熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会(第 1 回)の開催…………… (後発医薬品安心使用・啓発協議会) 5

告 示

熊本県告示第 635 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条の規定により公示する。
 平成 27 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
希望の輪	一般社団法人さくら福祉会	就労継続支援 A 型	平成 27 年 7 月 2 日
水俣市南福寺 3 番 6 1 号	水俣市南福寺 3 番 6 1 号 龍 博子		

熊本県告示第 636 号
 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により次のとおり物品売払代金の収納の事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。
 平成 27 年 7 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 委託の内容
平成 27 年度県有林素材生産事業第 1 号業務委託による素材売払代金の収納の事務
- 2 委託の相手方
熊本市中央区新屋敷一丁目 5 番 4 号 熊本県森林組合連合会
- 3 委託する期間
平成 27 年 6 月 18 日から平成 28 年 3 月 22 日まで

熊本県告示第637号

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県医療事業実施要項の一部を改正する要項
熊本県医療事業実施要項（平成22年熊本県告示第635号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「要支援者」の次に「のうち被保険者」を加え、同条第3項中「、医療機関等で」を「、医療機関等又はその他の者において」に、「、当該医療機関等」を「、当該医療機関等又は当該その他の者」に改め、同条に次の1項を加える。

5 在外の医療手帳交付者が前項の療養費の支給を受けようとするときは、受給対象確認申請書を知事に提出しなければならない。

第8条第7項を次のように改める。
7 本条第1項、第4項、第5項及び第6項の規定は、柔道整復師に適用する。この場合において、第4項第2号の「診療報酬明細書」とあるのは「柔道整復施術療養費支給申請書」と読み替えるものとする。

第8条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。
8 緊急その他やむを得ない理由により、前条第3項の規定による医療手帳の提出ができなかった医療手帳交付者が療養費の支給を受けようとするときは、次の表の左欄に掲げる療養費の区分に応じ、同表の中欄に定める申請書に同表の右欄に定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

療養費	申請書	書類
療養費（はり・きゅう・マッサージ施術療養費を除く。）	療養費支給申請書	療養給付証明書
療養費（はり・きゅう・マッサージ施術療養費に限る。）	療養費（はり・きゅう・マッサージ施術療養費）支給申請書	はり・きゅう・マッサージ施術証明書及び保険医の同意書（2回目以降にあっては同意記録に代えることができる。）
介護保険関係療養費	介護保険関係療養費支給申請書	介護保険関係療養給付証明書
療養手当（介護老人保健施設関係）	療養手当（介護老人保健施設関係）支給申請書	介護老人保健施設入所証明書
在外療養費	在外療養費支給申請書	領収書等貼付台紙、療養を証明するもの及び口座振込依頼書

第11条中「、医療機関等」の次に「又は柔道整復師」を、「第8条第4項」の次に「（同条第7項の規定により適用される場合を含む。）」を、「当該医療機関等」の次に「又は当該柔道整復師」を加える。

第13条第6項中「通院して」を「通院し、又は島外のその他の者において」に、「介護保険施設サービス」を「介護保健施設サービス」に改める。

第16条中「及び第7項」を「、第7項及び第8項」に改める。

第17条中「はり師、きゅう師若しくはあん摩マッサージ指圧師又は温泉施設」を「柔道整復師、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師又は温泉利用施設」に改める。

附 則

この要項は、平成27年7月14日から施行し、改正後の第7条第1項及び第3項、第8条第7項、第11条、第13条第6項、第16条並びに第17条の規定は、平成27年4月1日から適用する。

熊本県告示第638号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
さくらサポート 玉名市繁根木215番地	社会福祉法人 博心会 玉名郡和水町下津原39	就労移行支援	平成27年 7月1日

1	51番地		
	理事長 渡邊 悟朗		

熊本県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年7月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	日田鹿本線	山鹿市菊鹿町矢谷字下威 1118番7地先から 同所 1108番2地先まで	前	4.3 ～ 25.3	1053.0	旧道移管
				8.2 ～ 77.1		
			後	8.2 ～ 77.1	707.0	

2 区域を変更する期日 平成27年7月14日

熊本県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成27年7月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字尾崎 525番1地先から 山鹿市椿井字西屋敷 465番1地先まで	前	5.0 ～ 10.0	116.8	旧道移管
				17.7 ～ 23.4		
			後	17.7 ～ 23.4	106.4	

2 区域を変更する期日 平成27年7月14日

公 告

熊本県公告第481号

宇城市に事務所を置く松橋町土地改良区理事長本田龍一から平成27年5月12日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年7月3日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第482号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字蛙石1874番2
445.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区清水東町13番41号 清水東町マンション201
江田 和史

熊本県公告第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字七ツ石2972番74及び同2972番11
3,363.10平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第484号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字袖山1635番323
2,094.34平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区下江津五丁目13番12号
株式会社熊本不動産ネット

熊本県公告第485号

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区理事長古川泰三から平成27年6月23日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年7月7日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県地域福祉推進委員会公告第2号**

第27回熊本県地域福祉推進委員会を次のとおり開催する。

平成27年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成27年8月4日（火）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
第3期熊本県地域福祉支援計画のたたき台等について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県地域福祉推進委員会事務局
(熊本県健康福祉部健康福祉政策課福祉のまちづくり室地域福祉班)
(電話096-383-1111 内線7025)

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会公告第1号

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会の会議を次のとおり開催します。

平成27年7月14日

熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会
会長 瀬尾 量

- 1 開催日時
平成27年7月27日(月)
午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本テルサ(熊本市中央区水前寺公園28-51)
- 3 議題
(1) 後発医薬品に関する報告事項について
(2) 後発医薬品安心使用に向けた活動の展開について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員 10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴人の氏名・住所を記載したうえで会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会事務局(熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課監視麻薬班)
電話 096-383-1111(内線7164)